

施設等における高齢者の尊厳を支えるケアの
確立のための実態調査（報告書）

平成19年3月

高齢者虐待防止四国共同研究会
（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

はじめに

平成 18 年 4 月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」と略す。）が施行されました。この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等から制定されたものであり、高齢者虐待を社会全体の連携で防止しようとする世界でも先駆的な法律です。

このなかでは、高齢者虐待の防止に関する国、地方公共団体、国民、養介護施設従事者等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進して、高齢者の権利利益の擁護に資することが立法目的として明文化されています。

高齢者虐待は、介護者のストレス、現在又は過去の間人関係の不和、介護を受ける高齢者の認知症や周囲の認知症への無理解など、高齢者や養護者・養介護施設従事者等をめぐる個人的あるいは社会的な様々な要因が関連して発生します。また、高齢者虐待は家庭や施設という閉鎖的な空間で行われていることにより周囲は気が付きにくいという特徴があります。

このため、高齢者虐待の防止のためには、国民一人ひとりを含めた社会全体での対応が求められています。とりわけ、高齢者に対して質の高いサービスを提供する職責を担っている養介護施設従事者等には、重い責務と高い期待が寄せられているところです。

今回の「施設等における高齢者の尊厳を支えるケアの確立のための実態調査」は、養介護施設等におけるケアの現状や、養介護施設従事者等の思いや、職場環境などを把握することで、よりよいケアにつなげる方策を探ることを目的とするものであり、養介護施設等の責任を追及するためのものではありません。この調査が、養介護施設等でよりよいケアの確立に取り組む方々の一助となることを期待します。

最後に、多忙な時期に短時間にもかかわらずアンケート調査に御協力いただいた養介護施設等従事者の方々に感謝するとともに、本調査実施及び報告書作成にあたり、聖カタリナ大学社会福祉学部 助教授 山本 克司氏に多大なご協力とご指導を賜りましたことに厚く感謝申し上げます。

平成 19 年 3 月

高齢者虐待防止四国共同研究会
(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)